

食の安全安心・食育推進会議の組織について

食の安全安心・食育推進会議

健康づくり推進課
(庶務)

【趣旨】この要綱は、熊本市附属機関設置条例(平成19年条例第2号)第3条に基づき、熊本市食の安全安心・食育推進会議(以下「推進会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

【設置根拠】熊本市附属機関設置条例第3条

【組織】委員20名以内
学識経験者、関係団体の代表者、市民の代表者、その他適当と認める者

食の安全安心部会

食育推進部会

【目的】特定の事項、専門的な事項等について調査審議を行う。

【設置根拠】熊本市食の安全安心・食育推進会議運営要綱第9条

【組織】会長が指名

食の安全安心食育推進庁内連絡会

食品保健課
(庶務)

【趣旨】熊本市における食の安全安心の確保及び食育を推進するために、庁内の関係部署との情報の一元化と連携を図るとともに、食に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民の健康の保持・増進を図り、豊かな市民生活の実現に寄与するため。

【設置根拠】食の安全安心・食育推進庁内連絡会設置要綱第1条

【組織】庁内関係部署

ワーキンググループ

【趣旨】所管事項についての調査研究等を行うため

【設置根拠】食の安全安心・食育推進庁内連絡会設置要綱第5条

【組織】庁内関係部署